

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 平成 30 年 3 月 29 日

東京都作業部会確認年月日 平成 30 年 3 月 30 日

(契約変更に伴う再確認年月日 2020 年 11 月 27 日)

事業名 無線通信（周波数の調整関係（周波数の割当・免許取得））

案件名 周波数調整業務等の業務委託の実施について

確認の視点	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<p>負担額は、経費負担の基本的な考え方（都は大会経費のうち、パラリンピック経費については、その四分の一相当額を負担）に基づく額となっていることを確認した。</p> <p>(2020 年 11 月 26 日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>既存の無線局の周波数調整は国（総務省）が所管する事業であり、既に国と組織委員会との間で役割分担が整理されている。</p> <p>(2020 年 11 月 26 日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存契約の契約期間を延伸し、大会時業務を 1 年後へスライドするとともに、周波数配置調整の再実施等、大会延期に伴い新たに発生した業務に係る契約変更を行う。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から	<p>大会における周波数の確保については、開催都市契約大会運営要件において定められており、大会中、有害な混信のない状態で円滑に無線機器が運用できるよう、運営主体がすべき必要な業務内容となっている。</p> <p>(2020 年 11 月 26 日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間を延長し、大会時業務を 1 年後へスライドした上で、追加で発生する業務への対応を実施するため、既存契約の契約期間を考慮し、現時点で手続きが必要であることを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証 8.14 ・HCC-OR TEC05

<p>妥当なものであること</p>	<p>効率性</p>	<p>リオ大会では約3万基の無線機が使用されたが、東京大会では更に多くの需要が見込まれているとのことである。</p> <p>本案件は、効率的に大会に必要な周波数調整に伴う業務を実現できるよう、オリンピック・パラリンピックそれぞれについて、大会前から大会後まで、期間別の必要作業内容等により詳細な人員配置計画が想定され、またその想定にあたっては、期間の縮減等によりコスト縮減を進めてきたことを確認した。</p> <p>なお、積算上、ボランティアの活用が想定されているため、組織委員会として確実な確保をお願いする。さらに、人員配置や期間については、過去の国際大会の実績を参考に積み上げ、最低限の想定との説明を受けているが、運営に影響のない範囲で更なる精査を進めるよう依頼する。</p> <p>(2020年11月26日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未実施分の業務については、追加費用なしで1年後にスライドし、既に実施済みで変更対応が必要な業務等、必要最低限の業務のみ追加発注することを確認した。 ・既存契約に含まれる役務等の単価・工数については、前回までの契約時に妥当性を確認しており、今回の追加発注分についても、その単価・工数を基に積算されていることを確認した。 ・また、一部の業務については、組織委員会内で実施することにより、コスト削減を実施していることを確認した。 	
	<p>納得性</p>	<p>必要人員数については、専門性の高い分野であり、都として過不足を判断出来ないが、積算の過程については、見積りと比較し、必要期間の絞り込みや配置箇所数、人員のローテーションの考え方等の視点により、精査を実施していることを確認した。</p> <p>労務単価については、他に事例のない業務であり見積をそのまま使用しているとのことであるが、採用値は、国土交通省の設計業務委託等技術者単価のうち、設計業務等における技術者の職種別基準日額と比較して大きな乖離はなく、その内数にあることを確認した。その他備品等については、見積を後日提出するよう依頼する。</p> <p>(2020年11月26日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存契約内で対応可能な業務や組織委員会に対応可能な業務などを確認し、削減検討と交渉を行ってきたことを確認した。 ・今後、大会運営の方向性等を考慮し、適宜、見直し等を実施し、さらなるコスト最適化を継続していただきたい。 	

<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>大会における周波数の確保については、開催都市契約大会運営要件において定められている。招致時点においても、これらの無線通信に関する選手および大会関係者の負担が無いことについて、東京都知事が IOC に対して保証書を提出しており、公費負担の対象として適切なものであると考える。</p> <p>(2020年11月26日 契約変更に伴う追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。 ・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 	
---------------------------------------	---	--

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。